

<新旧対照表>「関西みらいパソコンサービス・コンピュータ伝送サービス・V A L U X全銀ファイル伝送サービス」利用規定

項目	現 行	改 正 後	変更内容・補足説明等
	関西みらいパソコンサービス・関西みらい パソコンサービス（AnserDATAPORT方式）・ 関西みらいコンピュータ伝送サービス・ 関西みらい コンピュータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）利用規定 （2026 年 3 月 16 日改定）	関西みらいパソコンサービス・関西みらい パソコンサービス（AnserDATAPORT方式）・ 関西みらいコンピュータ伝送サービス・ 関西みらい コンピュータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）利用規定 （2027 年 1 月改定）	
第1章 総則 第1節 サービスの内容・取扱い等 第4条【本サービスの解約】 (1)当事者の都合による解約	(1)当事者の都合による解約 本サービスは、契約者または当社（契約者と当社を合わせて以下「当事者」といいます）の一方の都合でいつでも解約できます。ただし当社に対する解約の通知は当社所定の書面（以下「解約届」といいます）によることとします。	(1)当事者の都合による解約 本サービスは、契約者または当社（契約者と当社を合わせて以下「当事者」といいます）の一方の都合でいつでも解約できます。ただし当社に対する解約の通知は当社所定の書面（以下「解約届」といいます）によることとします。 また、契約者は処理が完了していない取引の依頼データの取消または必要な明細・結果データの取得を行ったうえで本サービスを解約するものとし、当社はその時まで処理が完了していない取引の依頼データの処理または未取得の明細・結果データの提供をする義務を負いません。	解約時の取扱いを明確化 未取得データの取扱いに関する規定を追加
第2章 資金管理サービス 第1節 共通事項 第26条【伝送意思確認】	(1) 当社が契約者から受け付けた依頼明細の伝送意思を確認するため、契約者はデータ伝送とは別に、当社の指定する場所へ依頼明細の合計件数・金額等をすみやかに通知するものとします。AnserDATAPORTファイル伝送方式においては、契約者は依頼明細とは別に、前条のデータ受付時限までに、本申込書に記載された照合識別コードを含むAnserDATAPORTセンター所定の照合データを伝送することにより承認を行なうものとします。 (2) 本条第1項に基づく意思確認の完了後は、契約者は伝送した依頼明細の内容変更または取消（一部取消を含む）ができません。	(1) 当社が契約者から受け付けた依頼明細の伝送意思を確認するため、契約者はデータ伝送とは別に、当社の指定する場所へ依頼明細の合計件数・金額等をすみやかに通知するものとします。AnserDATAPORTファイル伝送方式においては、契約者は依頼明細とは別に、前条のデータ受付時限までに、本申込書に記載された照合識別コードを含むAnserDATAPORTセンター所定の照合データを伝送することにより承認を行なうものとします。 (2) 契約者は伝送意思確認の不要化を選択することができます。不要とする場合は、別途当社が指定する書式の提出が必要となります。 (3) 本条第1項に基づく意思確認の完了後は、契約者は伝送した依頼明細の内容変更または取消（一部取消を含む）ができません。	伝送意思確認の不要化に関する規定を修正・追加
第2章 資金管理サービス 第1節 共通事項 第30条【受託業務の処理中止】	第30条【受託業務の処理中止】 第4条または第5条の定めにより本サービスの取り扱いを一時中止または解約した場合、その時点で当社が受付済みの依頼明細については、当社はこれを処理しません。	削除	第4条に本条項を纏めたため削除
第2章 資金管理サービス 第2節以降	第31条【受託業務の内容、適用する規定】以降	第30条【受託業務の内容、適用する規定】以降	第30条削除に伴い、以降の条番号を修正
第2章 資金管理サービス 第1節 共通事項 第27条【依頼明細の瑕疵等】	(2) 前項に該当する場合、または第25条に定める伝送意思確認～	(2) 前項に該当する場合、または第26条に定める伝送意思確認～	本文中の条番号相違による修正
第1節 共通事項 第28条【依頼明細の廃棄】	(1) ③ 第24条に定める依頼明細～ (1) ④ 第25条に定める伝送意思～	(1) ③ 第25条に定める依頼明細～ (1) ④ 第26条に定める伝送意思～	本文中の条番号相違による修正

＜新旧対照表＞「関西みらいパソコンサービス・コンピュータ伝送サービス・V A L U X全銀ファイル伝送サービス」利用規定

第2節 総合振込に関する事項 第33条【取扱方法】	(1) ～記録した依頼明細を、第24条に定める依頼明細の受付時限～	(1) ～記録した依頼明細を、第25条に定める依頼明細の受付時限～	本文中の条番号相違による修正
第3節 給与振込に関する事項 第40条【取扱方法】	(1) ～記録した依頼明細を、第24条に定める依頼明細の受付時限～	(1) ～記録した依頼明細を、第25条に定める依頼明細の受付時限～	本文中の条番号相違による修正
第4節 住民税（地方税）納付に関する事項 第46条【取扱方法】	(1) ～記録した依頼明細を、第24条に定める依頼明細の受付時限～	(1) ～記録した依頼明細を、第25条に定める依頼明細の受付時限～	本文中の条番号相違による修正
附則（2023年1月16日）	第1条【経過措置】 第2条【附則の削除】 2023年12月31日までの経過措置に関する附則	削除	経過措置終了に伴い附則を削除
	以 上	以 上	

改定実施日：2027年1月4日